

宇治市パブリックコメント手続に関する指針

第1 目的

この指針は、「宇治市パブリックコメント手続」に関しての必要事項を定めることにより、市の基本的な計画等（以下「計画等」という。）の意思決定過程への市民参画を促進するとともに、市の市民に説明する責務を果たし、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進を目的とする。

第2 定義

- 1 この指針において、「パブリックコメント手続」とは、計画等の策定に当たり、計画等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、計画等の案の決定を行うにあたって、その意見等を考慮するとともに、提出された意見等及びこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- 2 この指針において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 3 この指針において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
 - (5) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントの対象となる計画等に利害関係を有するもの

第3 対象

- 1 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市の基本方針を定める行政計画や構想の策定又はこれらの重要な改定
 - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
 - (4) その他実施機関が必要と認める案件
- 2 1の規定にかかわらず、次に該当する場合はパブリックコメント手続の対象としないことができる。
 - (1) 特に緊急性・迅速性を要するもの又は軽微なものと認められる場合
 - (2) 実施機関の裁量の余地が少ないものと認められる場合

- (3) 法令等の規定に基づき意見聴取の手続を行う場合
- (4) 実施機関が、パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行う場合
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法による意見聴取を経て策定した報告、答申等に基づき計画等を立案し意思決定する場合

第4 計画等の初案の公表

- 1 実施機関は第3の1に掲げる計画等の案の決定をしようとするときは、あらかじめ、計画等の初案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、1の規定により計画等の初案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。
 - (1) 当該計画等の初案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (2) 当該計画等の初案を作成する際に整理した実施機関の考え方
 - (3) 市民等が当該計画等の初案を理解するために必要な関連資料
- 3 1及び2の規定による公表の方法は、市のホームページへの掲載、担当課の窓口及び行政資料コーナーへの配架のほか、主要公共施設への配架その他の実施機関が定める方法により行うものとする。
- 4 3の規定により計画等の初案を公表するにあたっては、市政だより、市のホームページへの掲載等により、市民等への周知に努めるものとする。

第5 意見等の提出期間

- 1 実施機関は、計画等の初案の公表の日から起算して30日以上の間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は公表の際に、当該意見等の提出期限を明示するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

第6 意見等の提出方法

- 1 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が認める方法
- 2 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない

い。

第7 意見等の考慮

- 1 実施機関は、第6の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の案について決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、計画等の案について決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する実施機関の考え方を公表し、計画等の初案を修正した場合は、その修正内容を公表するものとする。ただし、宇治市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。
- 3 実施機関は、2の規定により実施機関の考え方等を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとする。また、提出された意見等のうち、類似の意見等については、それらを取りまとめた上で回答を行うことができるものとする。
- 4 2の規定による公表の方法については、第4の3の規定を準用する。

第8 実施要項の作成

実施機関はパブリックコメント手続を実施する場合には、その都度、実施要項を作成しなければならない。

附 則

- 1 この指針は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この指針の規定は適用しない。ただし、可能な限りこの指針の手続に準じた手続を実施するよう努めるものとする。